

日、三輪志摩入道法受名乘長好と號す。元は一信、剃髮之後法受と號す。法名日好。即判形之上にも日好と書之候。野村與三兵衛方へ三輪七左衛門方より申越之、今日達高懸。是與三兵衛より尋ねに遣すに依つて也。とあり。按ずるに、此の時利長卿以來奉仕せし大井久兵衛・同主馬が事など、一緒に穿鑿し給へり。三輪志摩・大井久兵衛兩人共に同時の人にて、大坂陣の時三輪志摩は從軍し、大井久兵衛は三輪藤兵衛と共に、能州七尾の留守を命ぜられたり。

○横山山城守長知齋第

前顯慶長の金澤城古圖に、三輪志摩居第の隣地、石川門の傍を横山山城と記載す。按ずるに、此の地は後に異風稽古所の地なれば、其のかみ村井豊後守の齋第也。村井氏移轉の後、横山氏へ此の地を賜はり、さて其の後横山氏新丸へ移轉を命ぜられしと見えて、有澤武貞の金澤細見圖譜に、新丸には横山氏の屋敷あり。依之横山家の事を新丸家と云ふ。とあり。元和六年本丸火災の頃も、新丸に横山大膳の第ありて、利常卿こゝに轉居し給へり。

○射手異風稽古所

石川門の傍、白鳥堀の高塚内也。此の地舊藩中は、射手・異風と稱し、弓炮方の土稽古所なり。三州志來因概覽附録に云ふ。三、丸射手異風稽古所、此の地天正十二三年の頃は村井長頼第あり。其の後弓銃の演所に命ぜらる。年號等知れざれども、舊記に、右演所處置の事、天和三年三月より見ゆるよしなれば、夫れ以前は無かりしと見えて、古圖中にも稽古所の名目を載せず。或は云ふ。其の以前は射手の子弟等、篋庫にて演射を命ぜられし由。然れば篋庫の演射止みて三、丸稽古所に移る歟。といへり。按ずるに、篋庫は柿木島宮内橋の橋爪に、元壯猶館の地是也。湯淺祇麻の藩國官職通考に云ふ。射手士の起元を考ふるに、文祿四年關白秀次公事變の後、大嶋雲八が媒言を以て、射手士二百人を召抱えられ、采地二百石宛、外に弓料各、三十石を賜ふと云ふ。又微妙公養老後寛永二十年に、於小松新射手を被召出、三人扶持に白銀拾枚を賜ふ。人員知れず云々。又云ふ。異風士は、國事昌披問答に、寛永七年初めて二十人召出され、采地百三拾石宛賜はり、高岡に差置かると云ふ。姓名等委しきを見ず。同十九年武藤加兵衛等の名見ゆ。此時既

に三十石異風料賜はれりと云々。とあり。平次按ずるに、陳善錄に、天正十二年末森後詰の時、津幡にていづれも油斷候ゆる弓衆なども弦をはづし有之。俄に利家様御出馬被成、町口にて事の外御いかり候へば、大塩大海と申す御弓衆、弓を空張に仕候事、後々迄も利家様被仰。とあり。然らば加賀入國以前より、射手士共の居たる事知られけり。又秀次公の射手を招かせられし事も、同記に大島雲八肝入にて、關白様御改易之後、關白様に有之弓の者を、二百石宛被下、四拾人御召抱え、吉岡九左衛門・藤懸又太夫に御預。兩人共弓能仕候事被爲聞召、頭に被仰付候て、二拾人宛御預被成候。一兩年過ぎ、兩人頭仕様悪敷よし、弓衆目安を上候。利家様御吟味被成、彼四拾人の弓衆をば御取上云々。奥村河内前々より弓を心懸に付、四拾人河内に付候云々。とあり。又拾察名言記に、利常卿正保四年頃より越中藤野にも御迎へに罷出、御射手・御小姓我先にと罷出。一兩年過ぎて御異風被召出、射手同事に被召仕。夫迄は寛永七八年の頃、廿人百三十石宛にて異風被召抱、高岡に被置と承る。御射手は昔より御供・御使・御式臺取次

杯、御小姓並に仕る也。夫迄御射手高知にて、馬持數多有之也。又新異風とて被召出より、御小姓・御射手・御異風、御手廻とてせり合ひ御奉公申上げ、江戸御迎へ杯にも我先にと罷越云々。又新射手とて小松へ被召出は、御隱居被成四年目也。二人扶持・銀十枚づゝ可被下由にて被召出、明年早六・七人知行被下。新異風被召出時は、御扶持・御切米の定めもなく、江戸御供仕ると知行被下也云々。と見たり。舊藩は國初以來、射手・異風とて諸士の内に、世々其の術藝を修練せしめ、軍粧に備へ置かれしを、山鹿甚五左衛門義矩甚だ感心したるよし、可觀小説に見ゆ。又異風は、射手に對したる名目にて、炮術をいへり。

○高知番所

三州志來因概覽附録に云ふ。三、丸に人持番所ありし由云ひ傳ふれども、舊記に未だ見當らず。一舊記に、寛永八年四月十四日金澤火災、金城火に罹る時、微妙公は極樂橋より、世子は鶴丸より出でさせられ、三、丸高知番所邊にて出合ひ給ふと云ふ事見ゆ。此の高知番所とは、即ち人持番所なり。されば此の頃より寛文の頃までも有りたるか。寛文元